

5. 申込用紙の配布及び申し込みの窓口

●各総合支庁で申込用紙の配布及び申し込みの受付をします。

受 付	住 所	電 話
(1)村山総合支庁(建設部建築課)	〒990-2492 山形市鉄砲町2-19-68	☎023-621-8287
(2)最上総合支庁(建設部建築課)	〒996-0002 新庄市金沢字大道上2034	☎0233-29-1420
(3)置賜総合支庁(建設部建築課)	〒992-0012 米沢市金池7-1-50	☎0238-26-6090
(4)庄内総合支庁(建設部建築課)	〒997-1392 三川町大字横山字袖東19-1	☎0235-66-5642

※県ホームページ「山形の家づくり利子補給」でも、各種書類をダウンロードできます。

●各種書類は郵送でも受け付けます。

6. 注意事項

(1)この利子補給は、当該住宅の建設につき次の補助を受ける場合でも対象になります。

- ①住宅版エコポイント
- ②地域型住宅ブランド化事業(お問い合わせ先:国土交通省住宅局木造住宅振興室)
- ③県の行う県産認証材「やまがたの木」普及・利用促進事業
(お問い合わせ先:県森林課 TEL:023-630-2526)

(2)この利子補給は、利子補給対象者に直接支払う方式ではありません。

(住宅ローンの利子を低減した金融機関に支払われます。)

●利子補給制度の取扱金融機関

(株)山形銀行、(株)庄内銀行、(株)きらやか銀行、山形信用金庫、新庄信用金庫、米沢信用金庫、鶴岡信用金庫、東北労働金庫山形県本部、山形中央信用組合、山形第一信用組合、北郡信用組合、県内各農業協同組合

※金利、返済方法、担保、保証人、保証料等は、融資の取扱金融機関の基準によります。詳しくは金融機関にお問い合わせください。

「山形の家づくり利子補給」のお問い合わせ先

山形県 県土整備部 建築住宅課 住宅宅地担当

〒990-8570 山形市松波2-8-1 TEL:023-630-2154・2641(直通) FAX:023-630-2639

平成24年度

山形の家づくり 利子補給

住宅の
新築・購入を
お考えの方へ

地元の木で住宅を
新築したい方へ

省エネや
地球温暖化対策を
考えている方へ

山形県では、住宅ローンの利子の一部を県が負担することで、耐久性・耐震性のある、県産木材を使用した省エネルギー住宅の建設を応援しています。

住宅ローンの返済当初の3年、5年または10年の間、本来の金利より1.0%あるいは0.5%低い金利で、ローンの契約をすることができます。

例)金利2.5%、35年返済、5年固定金利で2,500万円のローンの場合は、当初5年間は利子の1.0%を県が負担します。
→ 当初5年間は金利1.5%のローン契約となり、**5年間で金利負担が約118万円少なくなります。**



山形県
Yamagata Prefectural Government

1. 利子補給の内容

- (1)対象住宅ローン……住宅の建設工事費(土地購入費等を除く。)を対象とする、融資額**2,500万円**以内で返済期間が**35年以内**の、固定金利が3年・5年・10年の住宅ローンまたはフラット35(S)
- (2)利子補給の方法……一定の期間、金融機関の設定した年利率から利子補給率が差し引かれます。その期間と率は次のとおりです。

住宅ローンの種類	利子補給期間	利子補給率
3年固定金利のローン	3年	1.0%
5年固定金利のローン	5年	1.0%
10年固定金利のローン	10年	0.5%
フラット35(S)	5年	1.0%

- ※1 借入が2,500万円を超える場合は、利子補給の対象となるローン(2,500万円以内)と利子補給の対象とならないローンの2つのローン契約を締結することが必要です。
- ※2 固定金利が3年・5年・10年以外のローン(フラット35(S)を除く。)や返済期間が35年を超えるローンは対象とはなりません。(対象とならないローンの例:変動金利のローン、1年固定金利のローン、返済期間50年のローン等)

- (3)募集期間……平成**24年4月20日**～平成**25年1月31日**
ただし、申込数が募集戸数に達した場合はその時点で終了し、達しない場合はこの期間を延長する場合があります。
- (4)募集戸数……**500戸**
- (5)受付方法……原則**先着順**

2. 利子補給の申し込みができる(次の要件の全てに該当することが必要です。)

- (1)県内に自ら居住するための住宅を新築または建替する方
(利子補給の申し込みは、1住宅につき1人、1ローン契約に限ります。)
- (2)返済が確実にできる方(融資は各取扱金融機関の基準により決定されます。)
- (3)期限内に住宅ローンの契約ができる方
契約締結期限：平成25年3月31日

3. 手続きの流れ

別紙の「手続きの流れ」を参照ください。

4. 利子補給の対象となる住宅

次の基準の全てに適合することが必要です。

(1) 耐久性基準 《住宅の仕様について基準があります。【詳細は交付要綱をご覧ください。】》

- 構造材の強化(すみ柱は12cm角とします。)
 - 基礎の強化(基礎の高さは40cm以上とします。)
 - 小屋裏換気措置
 - 床下換気措置
 - 換気設備の設置
 - 防腐・防蟻措置
- ※長期優良住宅として認定された場合は、本基準に適合しているとみなします。

(2) 県産木材の使用

使用する県産木材(やまがた県産木材利用センターが実施する「やまがたの木」認証制度等で認証された木材(合板及び集成材を含む。)の材積を、構造材の材積の**70%以上**とすること。
ただし、構造材の材積は、住宅の延べ面積1㎡につき0.1㎡として算出します。

$$\left[\text{県産木材の必要量(㎡)} = \text{住宅の延べ面積(㎡)} \times 0.1 \times 0.7 \right]$$

(小数第2位以下切捨て)

(3) 一定の省エネルギー基準

「住宅品質確保促進法」の省エネルギー対策等級「**等級3**」以上
または、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」の平成4年告示の「**新省エネルギー基準**」以上とすること

- 住宅躯体の断熱措置(断熱材の種類・厚さ)
- 開口部の断熱措置(サッシ・ガラス)等

(4) 高効率給湯器等の設置

[対象機器]

- ①エコキュート(電力)
- ②エコウイル(都市ガス・LPガス)
- ③エコジョーズ(都市ガス・LPガス)
- ④エコフィール(石油)
- ⑤エネファーム(都市ガス・LPガス・灯油)
- ⑥ペレットストーブ
- ⑦薪ストーブ
- ⑧太陽光発電

「やまがたの木」認証制度のお問い合わせ先



やまがた県産木材利用センター

〒990-2473 山形市松栄1-5-41 木材産業協同組合内

TEL:023-674-7672 FAX:023-646-8699

E-Mail:riyou-s@yamagata-e-ie.jp

営業時間:AM9:00～PM5:00(土・日・祝日は除く。)